

おいでよ洲本新生活支援事業（新婚世帯）

婚姻届を提出し、婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 39 歳以下で、住宅を購入または賃借する世帯に対して、助成金を支給します。

交 付 申 請

1. 対象

- ①婚姻届を提出し、婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 39 歳以下の世帯。
- ②現に居住し、住民基本台帳に記録されている世帯で、5年以上洲本市に定住の意思がある世帯。
- ③当該世帯の住居として住宅を購入（所有権保存登記をしていること）し、または賃借をすること
- ④国や他の地方自治体から、この制度に類する補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑤生活保護法による保護や他の公的制度による補助を受けていないこと。
- ⑥世帯員に暴力団員がいないこと。 ⑦世帯全員に市税等の滞納がないこと。

2. 申請時期

婚姻日から6カ月以内

3. 助成金

一律 36 万円（令和 6 年 4 月時点。今後変動する可能性あり。）

4. 必要経費

婚姻日前6カ月にあたる日から交付申請年度の2月末日までに世帯に属する者が住宅取得費用を負担することが条件（世帯主若しくはその配偶者又はこれらの者の属する世帯に属する者の4親等内の血族若しくは3親等内の姻族の關係にあり、又はあつた者に対して負担する費用は補助対象外。）

住宅取得費用

下記のいずれかを負担する場合のみ対象

ア 世帯が居住するための住宅とその敷地の取得に要する土地購入費、工事請負費、家屋購入費等（世帯に属する者が単独で所有し、又は2分の1以上の共有持分を有する場合に限る。また、併用住宅の場合は専ら人の居住の用に供される部分の費用に限る。）

イ 世帯が居住するための住宅の賃借に要する賃料

（勤務先から支給される住居手当等を除く）。ただし、公営住宅、公共賃貸住宅、公社・公団住宅、雇用促進住宅等の公的住宅並びに社宅、官舎、寮等の給与住宅にかかる費用は対象外。

5. 提出書類（交付申請時）

- ①補助金交付申請書
- ②市歳入金情報に関する同意書
- ③世帯全員の住民票（世帯主、本籍記載のもの）
- ④夫婦の戸籍謄本（本籍地の市区町村で発行、洲本市市民協働課でも発行可）
- ⑤誓約書兼同意書
- ⑥その他の書類

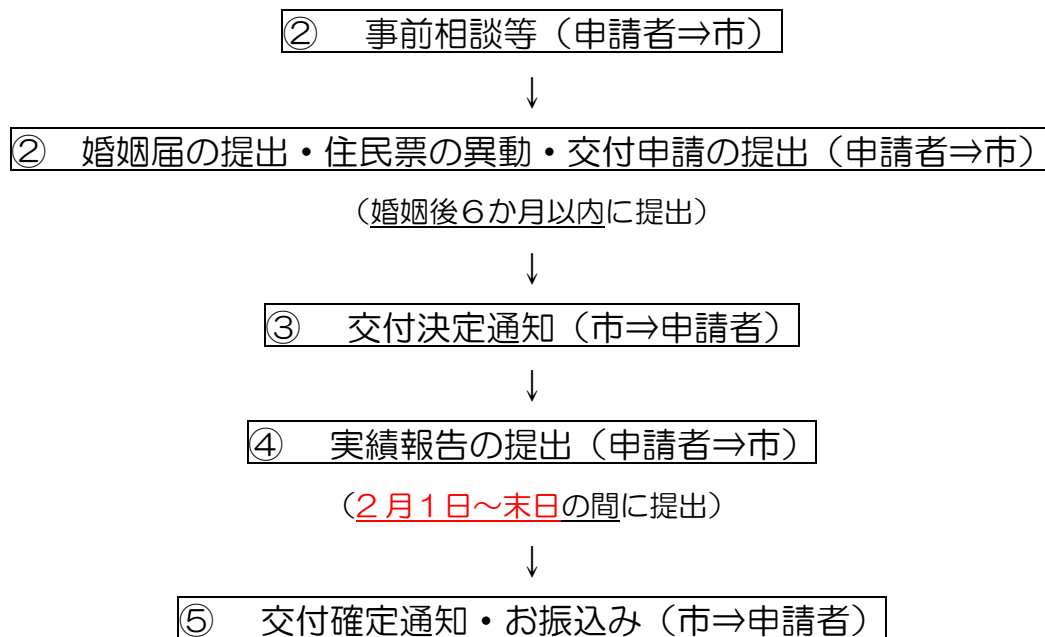
住宅購入の場合 …工事請負契約書または売買契約書の写し、住宅の平面図及び位置図の写し
住宅賃貸借の場合…住宅の賃貸借契約書の写し、住宅の平面図及び位置図の写し

実績報告

1. 提出書類（2月末日までに提出）

- ①補助事業等実績報告書
- ②世帯全員の住民票（世帯主、本籍記載のもの）
- ③必要経費に係る領収書（必要経費の支払いが確認できるもの）
 - 金融機関発行の振込控え、家賃等支払い口座の通帳の写し、クレジットカードの利用明細等
 - 住宅購入の場合… 土地購入費、工事請負費、家屋購入費等の領収書等
 - 住宅賃貸借の場合…直近6カ月以内に支払った住宅賃料の領収書等
- ④その他の書類
 - 住宅購入の場合…建物・敷地の登記事項証明書(全部事項証明書)または登記登録を証する書類
- ⑤補助金等交付請求書

手続きの流れ



※ 2月に実績報告の提出 ⇒補助金のお振込みとなります

お問い合わせ先

洲本市企画課 TEL 0799-24-7614

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号 洲本市役所5階